

報道関係者各位

令和5年11月27日

子育て支援医療費助成制度を拡充

～中学生の外来を1医療機関1か月200円に～(令和6年1月診療分から)

・中学生の外来診療については、これまで1か月 1,500円を超えた場合に申請により払い戻しをしていましたが、令和6年1月診療分からは受給者証を提示することで、1医療機関1か月200円となります。

・対象者には令和5年12月下旬ごろに受給者証(さくら色)をお送りします。

- 1 内容 令和6年1月診療分から、中学生の外来が1医療機関1か月200円になります。
これまで中学生の外来診療については、1か月1,500円を超えた場合に申請により払い戻しをしていましたが、小学生までと同様に受給者証を提示することで、窓口での支払いが200円となります。(院外処方の調剤は無料)
- 2 制度開始日 令和6年1月1日診療分から
- 3 予算 令和6年6月補正により
システム改修費、医療費(令和5年度は1か月分)等 3,660千円
- 4 対象者 中学生のお子様(他制度受給中の方、生活保護の方は除く)
- 5 その他 入院される場合は、白色の受給者証をお作りしますので、市役所保険医療課か西支所でお手続きをお願いします。(すでにお持ちの方は中学卒業まで引き続きお使いいただけます)

